

行政職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	47	8.6	主事 技師 司書 学芸員 保健技師 栄養技師 教諭 計	26 6 1 1 3 1 9 47	96	17.6	係員の職
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	49	9.0	主事 技師 保健技師 栄養技師 保育技師 司書 教諭 計	30 4 3 2 5 1 4 49			
3級	(1) 市長の事務部局の係長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で規則で定める職務 (3) 特に高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	184	33.7	副主査 副主任保健技師 副主任栄養技師 副主任保育技師 副主任司書 副主任学芸員 副主任教諭 計	74 2 1 11 2 1 3 94	94	17.2	上級の係員の職
				主査 主任保健技師 主任保育技師 主任司書 主任教諭 計	66 1 13 2 8 90	90	16.5	係長相当職
4級	(1) 市長の事務部局の課長補佐の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で規則で定める職務	163	29.9	課長補佐 室長補佐 人・農地相談センター所長 保育園副園長 中央公民館副館長 大信公民館長 図書館副館長 表郷図書館長 中山義秀記念文学館副館長 幼稚園副園長 議会事務局次長補佐 選挙管理委員会事務局次長 農業委員会事務局次長 主任主査 専門保健技師 専門保育技師 専門学芸員 専門司書 専門教諭 計	39 3 1 5 1 1 1 1 1 3 1 1 1 1 85 6 7 1 1 4 163	163	29.9	課長補佐相当職
5級	(1) 市長の事務部局の課長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で規則で定める職務	71	13.0	課長 保育園長 議会事務局次長 健康給食推進室長 中央公民館長 幼稚園長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 主幹 地域拠点整備室長 工事契約検査室長 計	22 5 1 1 1 7 1 1 30 1 1 71	71	13.0	課長相当職
6級	(1) 市長の事務部局の部次長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で規則で定める職務	21	3.8	教育次長 文化スポーツ局長 こども未来局長 会計管理者 参事 計	1 1 1 1 17 21	21	3.8	部次長相当職
7級	(1) 市長の事務部局の部長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で規則で定める職務	11	2.0	公室長 部長 振興事務所長 議会事務局長 計	1 6 3 1 11	11	2.0	部長相当職
合計		546	100.0					

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

技能労務職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	運転手、技能員、調理員及び用務員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を必要とする主任運転手、主任技能員、主任調理員及び主任用務員の職務	1	100.0	主任用務員	1	1	100.0	
				計	1			
3 級	高度の技能若しくは経験を必要とする主任運転手、主任技能員、主任調理員及び主任用務員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
	合計	1	100.0					

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。